

令和2年特（わ）第858号等 外国為替及び外国貿易法違反等被告事件

被告人 大川原化工機株式会社

被告人 大川原 正 明

被告人 島 田 順 司

証拠調べ請求書

令和3年5月7日

東京地方裁判所刑事第13部 御中

弁 護 人 高 田 剛

弁 護 人 鄭 一 志

弁 護 人 河 村 尚

弁 護 人 瀬 川 慶

弁 護 人 小 林 貴 樹

頭書事件について、下記の通り、証拠取調べを請求する。

記

1 弁20号証

証拠の標目：「大量破壊兵器の不拡散における安保理決議1540の実効性」
(CISTEC Journal No.187)

作成者：[REDACTED]

作成年月日：令和2年5月

立証趣旨：国連安全保障理事会が、2004年に、大量破壊兵器及びそれらの運搬手段の非国家主体への拡散防止を目的として、安保理決議1540を全会一致で採択していること、及び、安保理決議1540は、国連憲章第7章下において採択された決議であり、すべての国連加盟国に対して拘束力を有すること等。

2 弁21号証

証拠の標目：調査結果報告書

作成者：弁護士 小林貴樹

作成年月日：令和3年5月7日

立証趣旨：経済産業省が、輸出管理レジームの合意に伴う輸出貿易管理令、貨物等省令の改正において、これら国際的合意との協調を何度も強調していること等。

3 弁22号証

証拠の標目：輸出管理品目ガイダンス＜生物兵器製造関連資機材＞（第11版）
(抜粋)

作成者：[REDACTED]

作成年月日：平成31年3月

立証趣旨：平成15年12月の政省令の改正に伴い、日本におけるクロスフローろ過器の規制要件を定める貨物等省令第2条の2・2項四号

口が、「定置した状態で内部の滅菌をすることができるもの」との規定から、「定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの」との規定へと改正されたこと、及び、運用通達にも「滅菌又は殺菌をすることができるもの」にかかる記載が追加されたこと等。

4 弁23号証

証拠の標目：「Implementation of the Understandings Reached at the June 2002 Australia Group (AG) Plenary Meeting and the AG Intersessional Decision on Cross Flow Filtration Equipment-Chemical and Biological Weapons Controls in the Export Administration Regulations」と題するウェブページ
(<https://www.federalregister.gov/documents/2003/06/10/03-14602/implementation-of-the-understandings-reached-at-the-june-2002-australia-group-ag-plenary-meeting-and>)

作成者：アメリカ合衆国産業安全保障局

作成年月日：平成15年6月10日

立証趣旨：平成14年6月のAG規制リスト改正に関するアメリカ合衆国の解説によると、クロスフローろ過器で「殺菌」(「Disinfected」)が新たに規制対象となったことについて、滅菌と殺菌(消毒)とでプロセスがどのように異なるかを示すためにテクニカルノートが設けられたとされていること等。

5 弁24号証

証拠の標目：医療現場の滅菌(改訂第5版)(抜粋)

作成者：一般社団法人日本医療機器学会 XXXXXXXXXX

作成年月日：令和２年９月２０日

立証趣旨：薬液殺菌においても、その使用する消毒剤として高水準消毒剤等を選択すれば、すべての微生物を死滅させることが可能であり、滅菌に準じる効果を得ることができること等。

6 弁２５号証の１

証拠の標目：「政省令－EU規制リスト対比表（貨物）」と題するウェブページ
(https://web.archive.org/web/20110323021553/http://www.metti.go.jp/policy/anpo/eulist_taihihyo.html)

作成者：経済産業省

作成年月日：平成２３年３月２３日

立証趣旨：経済産業省が、輸出貿易管理令、貨物等省令の各改正に際して、政省令とEU規制リストとの対比表を作成・公表し、政省令とEU規制リストとで差異がある場合にはそれを同対比表上に明示していたこと、及び、同対比表によると、クロスフローろ過器要件（一）について、EU規制リストとの間に差異はないものと記載されていること等。

7 弁２５号証の２

証拠の標目：「政省令－EU規制リスト対比表」

作成者：経済産業省

作成年月日：平成２２年１０月

立証趣旨：同上。

8 弁２６号証の１

証拠の標目：「政省令－EU規制番号対比表」と題するウェブページ

(https://www.meti.go.jp/policy/ampo/eulist_taihihyo.html)

作成者：経済産業省

作成年月日：平成28年7月1日

立証趣旨：現在は、システックが、政省令とEU規制リストの対比表を公表し、これを経済産業省がホームページ上で引用する形をとっていること、及び、同対比表によると、クロスフローろ過器要件(一)、本件要件ハは、EU 規制リストとの間に差異はないものと記載されていること等。

9 弁26号証の2

証拠の標目：「輸出規制品目リスト 日-EU 対比表」と題するウェブページ

(https://www.cistec.or.jp/service/eu_taihi.html)

作成者：[REDACTED]

作成年月日：令和3年2月10日

立証趣旨：同上。

10 弁26号証の3

証拠の標目：「輸出規制品目リスト 日本-EU対比表(2020年度版)」(抜粋)

作成者：[REDACTED]

作成年月日：令和2年頃

立証趣旨：同上。

11 弁27号証

証拠の標目：政省令等改正の概要

作成者：経済産業省

作成年月日：平成15年12月

立証趣旨：経済産業省は、平成15年12月の政省令改正時もそれ以後も、
クロスフローろ過器要件（一）が定める「滅菌又は殺菌」について、何らの指摘も行っていないこと等。

12 弁28号証

証拠の標目：「大川原化工機の件」と題するメール

作成者：経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課
上席安全保障貿易審査官 [REDACTED]

作成年月日：令和2年2月12日

立証趣旨：貨物等省令においてクロスフローろ過器（一）が定める「滅菌又は殺菌」の意義が、本件要件ハが定める「滅菌又は殺菌」の意義と同一であることについて、経済産業省担当者も同様に解していること等。

以上